

## (A) 定住促進補助金 企画地域振興課：0761-58-2212

要件緩和！

加算額

要件緩和！

基礎額	加算額					
10万円	転入者	同居	近居	居住促進地区	市内業者利用	市内在勤者
	(市外から)	(親世代)	(三世代)	(中山間地区)	(設計・購入)	
	20万円	20万円	20万円	50万円	15万円	60万円
	(県外から)	(三世代)			(建築)	
	40万円	30万円			15万円	

### 対象要件

- ・市内で新しく住宅を取得した方  
新築・購入、床面積75㎡以上の工事を伴う増改築
- ・45歳未満で所有権を有する方
- ・令和6年4月1日から令和7年3月31日までに住宅の保存登記が完了している

### 申請期間

- 下記の遅い方から3か月以内
- ・住宅の保存登記が完了した日
  - ・住民票を移した日



詳しくはこちら

### 拡充内容

- ・転入者：能美市に転入して2年未満 → 能美市に転入して3年以内
- ・市内在勤者：市内事業所に新規採用された同年度に申請 → 市内事業所に雇用されて3年以内に申請

## (B) 加賀の木づかい奨励金 (農林課：0761-58-2256)

加賀地域の森林から伐採・加工された木材を一定規模以上使用した住宅取得に最大30万円補助

要事前申請



## (C) 省エネ住宅促進事業費補助金 (生活環境課：0761-58-2217)

ZEH対応などの住宅を新築・購入・改修する個人または法人に5～20万円補助



## (D) 自然エネルギー設備設置補助金 (生活環境課：0761-58-2217)

下記の設備の設置費用を補助 ※太陽光のみ(C)との併用不可

- 太陽光・蓄電池：一律5万円
- V2H充電設備：一律10万円
- 薪ストーブ：最大30万円

要事前申請



(A)(B)(C)(D)をすべて併用すると

# 最大補助額 315万円

※詳細は各制度のホームページをご覧になるか、担当課にお問い合わせください。



住まいに関する  
助成制度

## 新婚生活を応援します

## その他の補助金

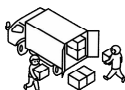
### 結婚新生活支援事業補助金 企画地域振興課：0761-58-2212

#### 対象者

- ・令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を提出・受理されている
- ・婚姻日において夫婦ともに39歳以下
- ・夫婦の合計所得が500万円未満の世帯

#### 対象経費

- ・新規の住宅取得費用
- ・リフォーム費用
- ・住宅の賃貸借費用（家賃、共益費など）
- ・結婚に伴う引越費用



#### 補助額

- ・夫婦ともに29歳以下 上限60万円
- ・上記以外の夫婦 上限30万円



### 移住支援金

企画地域振興課：0761-58-2212

東京圏から移住し、就業、テレワーク、起業等をした方への補助

- ・単身60万円
- ・世帯100万円+子ども加算100万円/人



### U・I・Jターン就職家賃補助金

商工課：0761-58-2254

市内企業に正社員として就職した40歳以下の移住者に対して、市内アパート賃貸料の1/3を2年間補助(最大5千円/月)



### 空き家に関する補助金

まち整備課：0761-58-2251

空き家バンク登録物件に対象経費の1/2を補助

- ・空き家改修費等補助金：最大50万円
- ・空き家清掃費等補助金：最大5万円



要事前申請